

熊本県立熊本はばたき高等支援学校いじめ防止基本方針（改訂版）

令和7年（2025年）6月
熊本県立熊本はばたき高等支援学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手を尽くして未然に防止すべきものである。また、いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであるという認識を持ち、また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒及び保護者との共通理解のもと、全職員が一丸となっていじめのない学校作りを行っていく。

2 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの指す。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、行為の対象となった生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、行為の対象となった生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときの生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、行為の対象となった生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相

手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ防止等対策委員会」へ情報提供しなければならない

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(令和2年11月24日付「熊本県いじめ防止基本方針」より抜粋)

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止等対策委員会

校長、教頭、審議員（主任事務長及び事務長を含む）、主幹教諭、学部主事、各学年主任、生徒指導主事、情報集約担当者、生徒指導部いじめ防止担当、養護教諭、人権教育主任、専門家からなる、いじめの防止等の対策のための委員会を設置し、年3回、会を開催する。

(2) 組織の役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きない、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の窓口を一元化するため、情報集約担当者を置き、情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係生徒に対するアンケート調査や聞き取り調査等を実施し、事実関係の把握を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

4 年間計画

(1) いじめ防止等の年間計画

学 期	月	内 容
前 期	4	・熊本はばたき高等支援学校いじめ防止基本方針の共通理解
	5	・全校集会にて、「はばたきフレンズ5」の共通理解
	6	・「心のきずなを深める月間」の取組① ・教師の人権感覚チェックリスト① ・いじめ防止等職員研修①（いじめの定義や対応について） ・心のアンケート（抜粋版）実施
	7	・「心のきずなを深める月間」の取組②
	8	・第1回いじめ防止等対策委員会 ・人権教育に関する校内研修
	9	・いじめ防止等職員研修②（第1回いじめ防止等対策委員会の報告及び現状理解） ・「命を大切にする心」を育む取組
	10	・教師の人権感覚チェックリスト② ・いじめ防止旬間
後 期	11	・人権月間の取組について話し合い
	12	・心のアンケート実施 ・第2回いじめ防止等対策委員会 ・人権月間の取組
	1	・いじめ防止等職員研修③（第2回いじめ防止等対策委員会の報告及び現状理解） ・教師の人権感覚チェックリスト③
	2	・心のアンケート（抜粋版）実施 ・人権集会
	3	・第3回いじめ防止等対策委員会

(2) いじめの未然防止の取組と実施時期

ア 道徳教育

- ・道徳教育の全体計画に沿って教育活動全般で年間を通して系統的に行う。

イ 人権教育

- ・いじめや差別のない学校・社会の構築に向けた人権教育を系統的に行う。
- ・熊本県人権子ども集会への参加を募る啓発活動を行う。（9月）
- ・「人権月間」を実施し、学校全体でいじめ防止に向けた取組を行う。（12月）

ウ 生徒会を中心とした取組

- ・「心のきずなを深める月間」の取組①・②（6月、7月）
- ・「命を大切にする心」を育む取組
- ・「いじめ防止旬間」（10月）

エ 体験活動

- ・体験活動やボランティア活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重できる態度を養う。
- ・クラスで一人一役の役割を受け持つことで、責任感や集団の一員としての自覚をもち、自他を認める心を育てる。

オ 情報モラル教育

- ・スマートフォン等の使用時のマナー、インターネットの適切な利用法を学び、情報モラルや適

切な人間関係を身に付ける学習を行う。

- ・保護者に対して、SNSの利用に関して学校と連携した見守り体制の構築を提案する。(4月)
- ・全校集会等でスマートフォン等情報機器の使用方法、SNS等の適切な利用法等を学ぶ機会を設けるとともに、情報教育の中で情報モラル教育を適宜取り扱うようにする。(通年)

力 学級経営の充実

- ・毎日の連絡帳や健康観察等を通して、家庭との連携を深める。また、生徒の思いを汲み取る等の細やかな実態把握に努める。
- ・人権学習をはじめ、全ての授業において「分かる・できる」授業の実践に努め、人権尊重の精神や思いやりの心を育て、生徒一人一人が自己肯定感を高めることができる授業の実践に努める。
- ・職員朝会や学年会等において積極的に生徒に関しての現状把握を行い、配慮を要する生徒について、課題点等の情報交換を行い、指導・支援の方法等について共通理解を図る。
- ・教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒が言葉の大切さに気付くことができるような指導の充実に努める。

(3) いじめ早期発見のための取組

ア アンケート調査等

- ・「心のアンケート」を定期的に実施し、いじめの兆候を察知する。また、必要に応じて担任は個人面談を行い、生徒一人一人の理解に努める。(6月・11月・2月)

イ 個別面談等

- ・個別の指導計画の作成に伴い、保護者と本人との三者面談を定期的に行い、実態を把握する。
- ・教職員やスクールカウンセラー等に相談しやすい雰囲気を醸成する。
- ・面談室・生徒指導室・保健室等を利用して、昼休み及び放課後を中心に面談を実施する。

ウ 相談窓口の周知

- ・校内外の相談機関を生徒及び保護者に周知し、悩みを早期に相談できる体制を整える。

(熊本県24時間子どもSOSダイヤル、肥後っ子テレホン、こども110番、熊本いのちの電話等、校内相談支援交流部、スクールカウンセラー等)

エ 校内研修

- ・いじめの防止、早期発見のために職員研修を行う。
- ・いじめの問題に関する職員研修を実施し、「いじめ防止対策推進法」「熊本県いじめ防止基本方針」「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則」等の理解と確認を行う。

5 いじめに対する措置

ア 校内における教職員の対応

- ・いじめの事実があると思われるときは、いじめに係る情報を速やかに情報集約担当者に報告し、いじめ防止等対策委員会を中心にいじめ問題対応マニュアルに基づき、組織的に対応する。いじめられた生徒へは、心のケアを第一に考えた支援体制を組織する。いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行い、再発防止を図る。対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等との連携の下で取り組む。

イ 被害生徒とその保護者への支援

- ・被害生徒から、事実関係の聴取を行い、できる限り不安を除去するとともに、教職員が支えとなり安全確保に努めることを伝える。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・心身の苦痛を感じていないか面談や声かけを行い、必要に応じて、カウンセラーなど外部専

門家の協力を得る。

- ・被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。
- ウ 加害生徒への指導とその保護者への支援
- ・加害生徒から事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚できるようにする。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめ行為の背景にも目を向け、加害生徒の健全な人格の形成に配慮する。
 - ・保護者に事実関係を伝え、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
 - ・加害生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解できるようにする。
- エ 集団への対応
- ・再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。
 - ・集団に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを注意することはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、人としてやってはいけない行為であることを伝える。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を以て安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（1）及び（2）が満たされている必要がある。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な行為を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3ヶ月を目安とするが、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、一定期間が経過した段階で判断する。

（2）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

重大事態とは次に挙げる場合をいう。

ア いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

イ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示すようないじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合など

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒

が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとみなして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態の発生報告等

重大事態が発生した場合には、次に掲げる事項を記載した報告書、その他の関係書類を県教育委員会に提出する。

- ア 重大事態の発生日時
- イ 重大事態の発生場所
- ウ 重大事態に関係する生徒等の氏名
- エ 重大事態の概要
- オ 重大事態の調査の実施主体に係る意見

(3) 重大事態の調査の実施主体の決定等

報告その他の関係書類の内容を踏まえ、重大事態の調査の実施主体を教育委員会と本校のいずれにするかは教育委員会が決定する。

(4) 本校における重大事態の調査の実施、調査委員会の設置等

重大事態の調査を本校で行う場合には、県教育委員会から重大事態の内容に応じ調査に参加することが適当と判断される法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等の推薦を受ける。

校長は、重大事態の調査を行う組織として、いじめの防止等対策委員会を構成する者のうちから校長が指名する者及び校長自ら依頼をする者、また、教育委員会が推薦する専門家等から構成される「調査委員会」を設置する。調査委員会の委員の過半数は、専門家等とする。調査委員会は委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。

(5) 調査結果の報告等

調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長はその結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出する。本校が行った重大事態の調査報告書については、県教育委員会を通じてその写しが知事に報告される。

(6) その他

- ア 調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったときは、知事はその結果を議会に報告する。

令和7年（2025年）6月一部改訂